

## 27 陳情第 9 号

27 陳情 第 9 号	安全保障関連法案の審議に関する意見書を衆議院及び参議院に提出することを求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 27 年 6 月 4 日受理、平成 27 年 6 月 11 日付託
陳情者	墨田区横川———— ————

## ( 要 旨 )

この陳情を可決し、すみやかに衆議院及び参議院に意見書をご提出願います。

## ( 理 由 )

政府は 5 月 15 日、集団的自衛権の行使が可能になる「安全保障関連法案」を国会に提出しました。

これは従来の専守防衛から 180 度の大転換であり、本来は先に憲法改正を行ってから、法案を提出すべきです。

法における番人、内閣法制局は元内閣法制局長官山本庸幸氏まで長期にわたって「集団的自衛権の行使は憲法上認められない」という憲法解釈をしてきました。

しかし、安倍晋三首相によって長官のすげ換えがありました。山本庸幸長官を退任させ、後任に元外務省国際法局長の小松一郎氏を任命。これは戦後の内閣法制局の歴史において異例中の異例人事です。背景には集団的自衛権の行使を違憲とするこれまでの政府解釈を、何としても破毀し正反対の解釈を打ち立てようとするものです。

したがって、安全保障関連法案に関する審議を中断し、関連立法を断念することを強く求めます。

憲法改正なくして、憲法に反する法案の提出は許されません。